

事務連絡  
令和7年7月4日

地区薬剤師会 医療保険ご担当者様

公益社団法人 東京都薬剤師会

## 【注意喚起】偽造処方箋に関する対応のお願い

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、最近、都内の複数薬局において、精巧に偽造された処方箋が持ち込まれる事例が確認されております。カラーコピー機やパソコン等による改ざん・模倣は年々巧妙化しており、不正な医薬品取得や転売、健康被害、さらには犯罪への悪用といった社会的リスクが懸念されております。

つきましては、下記の通り各薬局における再確認と対応の徹底をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 偽造処方箋の主な特徴

- ・ 処方内容や日付等に不自然な加筆・修正跡がある。
- ・ 架空もしくは不一致な医療機関名・医師名・印影が記載されている。
- ・ レイアウトや紙質、筆跡・フォントに違和感がある。

#### 2. 薬局での対応

- ・ 疑義がある場合は、処方医への照会を必ず実施すること。
- ・ 偽造と判明した場合、処方箋は返却せず、関係機関(保健所・保険者・警察・薬剤師会)に報告・通報すること。
- ・ 薬剤を交付済みの場合は事故届・被害届の提出、並びに保険請求の取り下げを行うこと。

#### 3. 体制整備のお願い

- ・ 処方箋の原本確認とチェック体制の定着
- ・ 電子処方箋の導入、直近の医療情報閲覧により、医療機関・薬局を跨いだ処方・調剤情報の共有で重複投薬を防止
- ・ 担当者以外でも対応できるよう、従業員全体での手順共有と情報連携の強化
- ・ 不審な問い合わせ・保険情報の不一致等への慎重な対応

以上

なお、具体的な対応例やチェックポイント等につきましては、添付の「薬剤師会・薬局のための偽造処方せん対策マニュアル(日本薬剤師会)」をご参照ください。

引き続き、会員薬局における不正防止体制の強化並びに、患者の安全確保にご協力をお願い申し上げます。

公益社団法人 東京都薬剤師会 医療保険課  
TEL : 03-3294-0271  
Mail : hoken@toyaku.or.jp

# 薬局における 偽造処方せん対策マニュアル

## 連絡先一覧

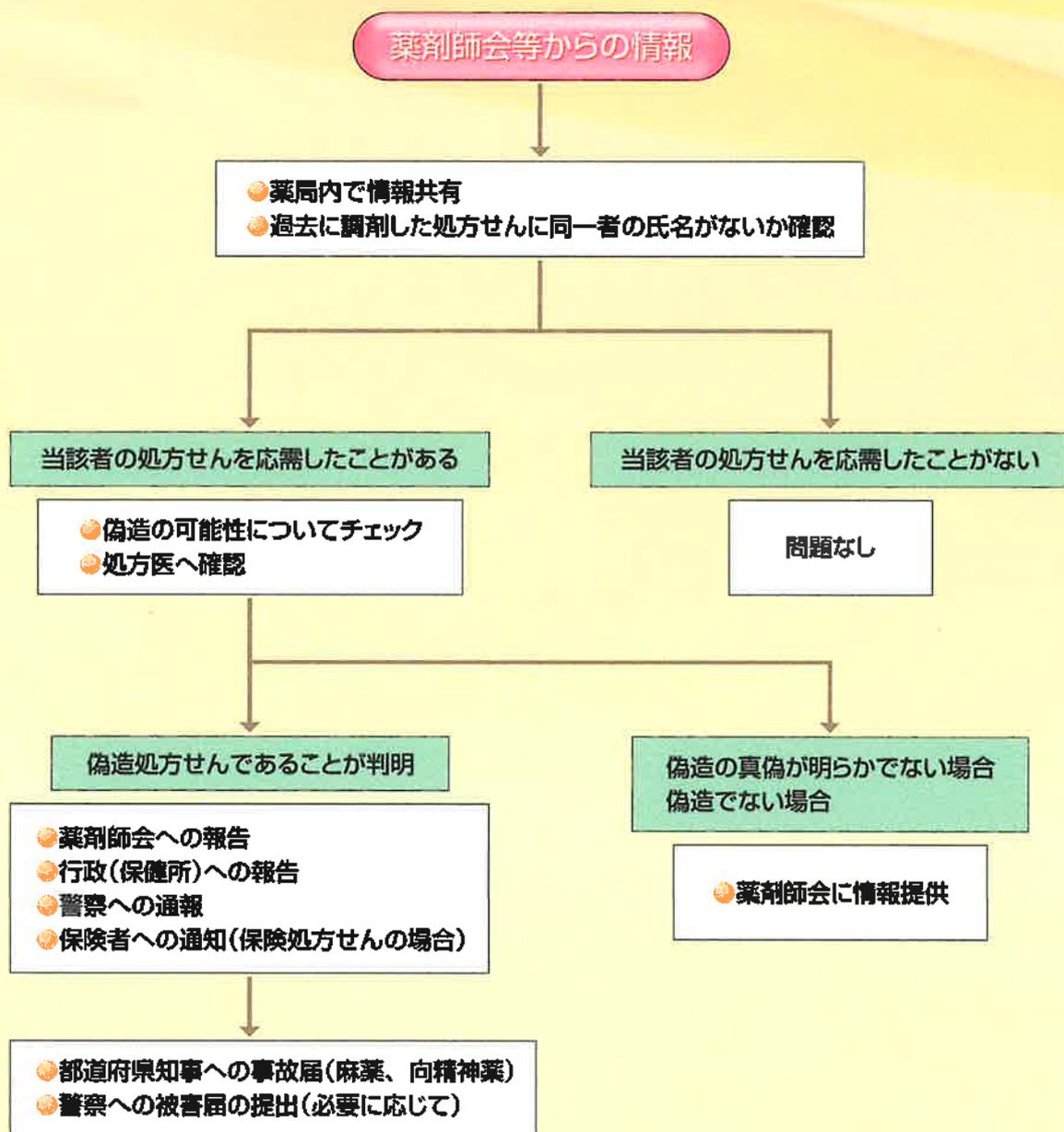
連絡先	名称	電話番号
薬剤師会	都道府県薬剤師会	
	支部薬剤師会	
行政窓口	都道府県薬務課 保健所	
警察	警察署	
保険者	全国健康保険協会 都道府県支部	
	市町村国民保窓口	
	各健保組合	

薬局名・所在地:

管理薬剤師名:



# 偽造処方せんの情報提供を受けた場合



## 【参考】 偽造処方せんの根拠法令

刑法第159条(私文書偽造等)	3月以上5年以下の懲役
刑法第161条(偽造私文書等行使)	3月以上5年以下の懲役
刑法第246条(詐欺)	10年以下の懲役
麻薬及び向精神薬取締法第70条第14項 (麻薬処方せんの偽造、又は変造)	1年以下の懲役 若しくは20万円以下の罰金、又は併科
麻薬及び向精神薬取締法第72条第4項 (向精神薬処方せんの偽造、又は変造)	20万円以下の罰金

# 処方せん受付時のチェックポイント

- 紙の四辺の歪み
- 用紙サイズ
- 罫線を切り取った形跡
- 紙質、手触りの違い

- レセコン入力時に保険者番号エラーがないか

## 処方せん

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療の受給者番号		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	

- 実在する医療機関・医師であるか
- 押印(朱肉の色)が不自然でないか

- 保険証と一致するか

患者	氏名			保険医療機関の所在地及び名称	
	生年月日	明大略平	年月日	電話番号	
	区分	被保険者	被扶養者	保険医氏名	①
		都道府県番号	点数表番号	医療機関コード	

- 交付年月日から日数が経っていないか
- 日付を改ざんした形跡がないか

交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの使用期間	平成 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
-------	----------	-----------	----------	--

- 処方内容は不適切でないか(用法・用量、規格、剤形、投与日数(回数)等)

- 印刷面に不自然な汚れ・線、途切れなどがないか
- 直線や枠の歪みがないか
- 朱肉やインクの色あいが異なったり、不自然な光沢がないか
- 切り貼り、コピーなどの形跡(不自然な陰影、文字のズレなど)はないか
- 手書き部分の筆跡やインクが異なっていないか
- 訂正印のない訂正がないか

後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更がすべて不可の場合、以下に署名又は記名・押印

保険医署名

調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号	
--------	----------	---------	--

保険薬局の所在地及び名称  
保険薬剤師氏名

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用剤判断した場合には、当該薬剤の銘柄名の近傍。  
2. この用紙は、日本工業規格 A 列5番とす  
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用除医療機関」とあるのは「公費負担医療の担ものとする。

- 持ち込みの際に不自然な点がないか  
例) 調剤可否の事前問い合わせ、同一患者で複数の医療機関から処方、自費扱いになっている等
- 薬の交付期間が重なっていないか
- 薬局や患者自宅からも近隣でない医療機関からの処方せんでないか
- その他、落ち着きがない、調剤をせかさずなど挙動に不審な点がないか

**薬剤師会・薬局のための  
偽造処方せん対策マニュアル**

**平成22年3月**

**日本薬剤師会**

# 薬剤師会・薬局のための 偽造処方せん対策マニュアル

はじめに	1
第1章 偽造処方せんの現状	2
1. 偽造処方せんについて	2
2. 偽造処方せんによる不法入手事件の実態	2
3. 偽造処方せんによる不正入手事件等の発生状況と対策の推移	3
4. 偽造処方せんに関連する法規	7
第2章 都道府県（地域）薬剤師会における対策について	8
1. 偽造処方せんの発生防止	8
2. 被害拡大の防止	8
1) 薬局、地域支部薬剤師会、都道府県薬剤師会間の情報収集、共有の仕組みの構築	
2) 行政（薬務主管課、保健所）、医師会、医療保険者、警察との連携	
第3章 薬局における対策について	14
1. 日常からの対策	14
2. 処方せん受付時のチェックポイント	15
3. 偽造処方せんへの対応	17
1) 持ち込まれた処方せんに疑義の疑いがある場合	
2) 薬剤交付後に偽造処方せんであることが判明した場合	
3) 偽造処方せんの情報提供を受けた場合	
巻末資料	
資料1 事例	23
資料2 平成11年5月18日 日薬業発第21号	26
資料3 平成19年9月26日 日薬業発第189号	29
資料4 偽造処方せんに関連する法規	36
資料5 啓発ポスター、チラシの例	37
資料6 麻薬事故届（東京都の例）	45
資料7 向精神薬事故届（東京都の例）	46

## 別冊

「薬局における偽造処方せん対策マニュアル」

※薬局での対策・対応をまとめたダイジェスト版です。

## はじめに

薬剤師法第 24 条には「薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤してはならない。」とある。

近年、カラーコピーやパソコン等を使用した偽造処方せんにより、医薬品を搾取する事例が社会問題となっている。

IT化の進展により精巧な偽造が可能となり、また情報の発信・伝達が円滑に行えるようになったことから、その技術や情報が迅速かつ広範に流布されるようになっており、偽造処方せんについて一層警戒を高める必要がある。

偽造処方せんによる医薬品の搾取は、その行為自体が犯罪行為であることは言うに及ばず、搾取された医薬品の転売や、犯罪に使用される可能性などの問題も孕んでいる。

薬剤師には、医薬品の乱用やそれに伴う健康被害の防止や、健康保険法に基づく療養の不正な受給の防止のため、偽造処方せんの行使を未然に防止し、また被害が拡大しないように対応することが求められる。

本マニュアルは、偽造処方せんについて、各薬局・薬剤師が適切かつ迅速な対応が行えるよう、また薬剤師会が組織的に対応できる体制の整備を目的として、取り組みの進んでいる地域の事例を参考として作成したものである。

都道府県薬剤師会、支部薬剤師会、各薬局・薬剤師におかれては、本マニュアルを参考に、偽造処方せんに対する体制の整備を図っていただきたい。また、既に行政等と連携し体制を整備されている都道府県薬剤師会や地域支部薬剤師会におかれては、本マニュアルを参考として、適宜体制の点検、見直しなどを行いつつ引き続き体制の充実に努められたい。

## 第1章 偽造処方せんの現状

### 1. 偽造処方せんについて

本マニュアル内では、次の①～③のものを「偽造処方せん」として記述する。

- ① 正規処方せんをコピーしたもの
- ② 正規処方せんを改ざんしたもの
- ③ 受診していないのに、パソコン等を利用して作成したもの

### 2. 偽造処方せんによる不法入手事件の実態

主立った偽造の手法には次のようなものがある。実際の事例については、巻末資料1を参照のこと。

#### 【処方せんの偽造手法の例】

- 一部改ざん、書き込み  
(例)
  - ・架空の医療機関名、所在地を記載。
  - ・医療機関は実在するが、実在しない診療科や処方医名を記載。
  - ・用法・用量、処方せん公布日などを改ざん。(1→4、3→8、訂正印がないなど)
  - ・異なった字体で加筆されている。
  - ・処方欄を消してコピーし、自筆で加筆。
  - ・加筆後コピーして改ざん痕跡を不鮮明にしている。
- 全部偽造  
(例)
  - ・カラーコピー
  - ・スキャナ、パソコン等で作成
- 偽造処方せんを薬局に持ち込む際の手法  
(例)
  - ・受診医療機関と離れた薬局へ処方せんを持ち込む(見慣れていないので偽造が見破りにくい)。
  - ・正規の処方せん(定期など)と偽造の処方せん(臨時処方)の両方を持ち込む。
  - ・定期的に訪れる患者が、数回に1回偽造処方せんを持ち込む。
  - ・「在庫はありますか？」など事前に問い合わせがある。
  - ・一度に複数の薬局に持ち込む、ファックスする。

近年では、パソコンや関連機器、カラー複写機等の技術の進展により精巧な偽造が可能となっており、パソコン等を用いて処方せんの全てを改ざんする事例も発生している。また、架空の医療機関名や処方医名が記載されていたり、さらには医療機関の電話番号

として記載された電話番号で共犯者が対応するなど、複雑な手口のものが見られるようになってきている。

### 3. 偽造処方せんによる不正入手事件等の発生状況と対策の推移

平成 11 年 5 月、北海道及び静岡県においてカラーコピーによる処方せんの偽造に関する報告があり、厚生省医薬安全局企画課長、同麻薬課長より本会宛、注意喚起の旨通知が発出された。当該通知では、向精神薬が処方されている場合は処方せんの真正性について特に留意するとともに、偽造処方せんが発見された場合の対応として、速やかに最寄りの警察署へ通報すること、保健所、薬剤師会への遅滞ない情報提供を求めている。

(巻末資料 2 参照)

その後も、偽造処方せんに関する報告が散見され、日本薬剤師会行政薬剤師部会は平成 16 年度、薬務行政の諸課題に関する調査の一環として、不正処方せんによる向精神薬等の不正入手事件に関する調査を実施した。同調査の実施時点において、最も発生件数が多い医薬品はリタリンであり、次いで多くの向精神薬が報告されていた。

#### ■平成 16 年度日本薬剤師会行政薬剤師部会調査報告書より

表：不正処方せんによる不法入手事件等の発生状況

		13 年	14 年	15 年	16 年	合計
不正入手事件 発生件数	都道府県数	13	12	21	18	64
	発生件数計	29	25	51	23	128
多重受診 発生件数	都道府県数	2	5	10	8	25
	発生件数計	3	6	13	12	34
リタリン事件 発生件数	都道府県数	4	3	11	6	24
	発生件数計	4	5	30	9	48

表：リタリン以外で発生件数の多い医薬品

順位	医薬品名	発生件数	都道府県数
	リタリン	48	12
1	ハルシオン	37	13
2	レキソタン	11	5
3	ベンザリン	11	4
4	ロヒプノール	10	6
5	レペタン (坐剤を含む)	8	7
6	ソラナックス	7	1
7	ワイパックス	6	2
8	エリミン	4	3
9	メイラックス	5	2
10	サイレース	5	2

11	ラボナ	4	1
12	マイスリー	3	3
13	レンドルミン	3	2
14	ベゲタミン (A, B)	3	2
15	バイアグラ	3	1
16	ベタナミン	3	1
17	デパス	2	2
18	セルシン	2	2

(発生件数 1 以下省略)

また、神奈川県薬剤師会において実施された調査においても、多くの向精神薬の偽造処方せん行使・未遂が発生していた。また、カラーコピーにより一度に複数の偽造処方せんが行使されたケースも報告されていた。

■神奈川県薬剤師会による調査 (平成 17 年度)

表：偽造処方せん等行使に係る医薬品の種類、数量

	品名	詐取	未遂	合計
1	リタリン 10mg	238	1079	1317
2	デパス 1mg	360	246	606
3	アモキシサンカプセル 25mg	0	540	540
4	ベタナミン 50mg	0	538	538
5	ハルシオン 0.25mg	56	178	234
6	ワイパックス 1mg	0	222	222
7	レキソタン 5mg	0	174	174
8	ベンザリン 5mg	140	0	140
9	ラボナ 50mg	0	126	126
10	ベゲタミン A	0	116	116
11	デパス 0.5mg	84	30	114
12	エリミン 5mg	0	112	112
13	サイレース 2mg	0	105	105
14	ソラナックス 0.4mg	0	105	105
15	ソラナックス 0.8mg	0	90	90
16	ファステック 30mg	0	90	90
17	ファステック 90mg	0	90	90
18	サアミオン 5mg	0	90	90
19	ドグマチール 50mg	84	0	84
20	クロフェクトン 25mg	42	42	84

(数量の多いものから 20 例を抜粋)

■神奈川県薬剤師会による調査（平成 18, 19 年度）

表：偽造・変造処方せん行使に関わった医薬品

	品名	搾取	未遂	合計
1	ウルソ錠 100m g	756	1008	1764
2	グリチロン錠	378	504	882
3	レキソタン錠 2mg	568	0	568
4	リタリン錠「チバ」 10mg	210	306	516
5	エサンブトール錠 250mg	0	420	420
6	コンスタン 0.4mg 錠	400	0	400
7	リファジンカプセル	0	360	360
8	ピラマイド(g)	0	240	240
9	エリミン錠 5mg	56	28	84
10	デパス錠 0.5mg	42	42	84
11	ベタナミン錠 25mg	56	0	56
12	ソラナックス錠 0.4mg	42	14	56
13	ソセゴン錠 25mg	0	56	56
14	ブレドニン錠 5mg	0	56	56
15	レキソタン錠 5mg	42	0	42
16	レンドルミン錠 25	42	0	42
17	ヒロボン錠	0	42	42
18	インデラル錠 10m g	28	0	28
19	SG 顆粒 (g)	28	0	28
20	ガスター錠 20mg	28	0	28

(数量の多いものから 20 例を抜粋)

リタリンやその他の向精神薬について、不適正使用や偽造処方せんによる不正入手等が相次いで発生したことから、厚生労働省は平成 19 年 9 月、医療機関に対し向精神薬の適正使用を、薬局に対し処方せん確認の徹底を周知するよう、都道府県へ通知した。また同時に、医薬食品局総務課より、薬局における処方せん確認の徹底等に関する留意点について事務連絡が発出された。

この通知を受けて日本薬剤師会は都道府県薬剤師会に対し、向精神薬の処方せんに係る疑義照会の徹底等について会員に周知するよう、また再発や被害拡大の防止のため、会員薬局で偽造処方せん等の事例が発生した場合に遅滞なく薬剤師会に報告され、ホームページ等を通じて関係者と情報共有できる体制の整備を要請した。

(巻末資料 3 参照)

平成 19 年 10 月 26 日、リタリンの「うつ」に係る効能効果が削除され、リタリンの効能効果は「ナルコレプシー」のみとなった。適応症削除の際、厚生労働大臣の承認条件

及び同日付厚生労働省・課長通知により、製造販売業者に対してリタリンの流通管理を適正に行うよう指示された。同社は有識者からなる第三者委員会である「リタリン流通管理委員会」を設立し、その委員会により「リタリン流通管理基準」が策定され、現在まで流通管理の徹底が図られている。

また、リタリンと同じ塩酸メチルフェニデート製剤であり、平成19年10月26日に製造販売が承認されたコンサータ（効能効果：小児期における注意欠陥／多動性障害（AD/HD））については、発売時よりリタリンと同様に流通管理が実施されている。

**※塩酸メチルフェニデート製剤（リタリン、コンサータ）の流通管理について※**

塩酸メチルフェニデート製剤を含む処方せん応需の際には以下に留意すること。

- ・処方できるのは、第三者委員会に登録された登録医師・医療機関のみ。
- ・調剤できるのは、第三者委員会に登録された薬局のみ。
- ・登録薬局でない薬局においては、調剤不可（塩酸メチルフェニデート製剤以外の薬剤のみを調剤することは認められない）。
- ・処方せんを受け付けた薬局では、調剤前に処方せん発行医師・医療機関がリストに掲載されているかどうかを確認する。
- ・登録が無い場合は、調剤を拒否して、製造販売業者に連絡する。
- ・この場合の調剤拒否については、薬剤師法第21条（調剤の求めに応ずる義務）の「正当な理由」に該当する。

また、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課は毎年「麻薬・覚せい剤行政の概況」を発表しており、近年の状況は次のようである。

■厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課「麻薬・覚せい剤行政の概況」

2008年12月版より

向精神薬の搾取として報告があったのは平成19年1年間で74件であった。偽造処方せんの多くは、カラーコピー、パソコン等により偽造されたものが多く、被害品目は塩酸メチルフェニデートやフルニトラゼパムを含むものが多い。

表：向精神薬搾取・都道府県別件数 平成19年

30件	東京都	5件	三重県
19件	北海道	3件	福岡県
7件	大阪府	2件	千葉県、京都府
6件	埼玉県		

2009年12月版より

向精神薬の搾取として報告があったのは平成20年1年間で25件であった。被害品目は塩酸メチルフェニデートやトリアゾラムを含むものが多い。

表：向精神薬搾取・都道府県別件数 平成20年

13件	東京都	2件	埼玉県、愛知県、大阪府
4件	北海道	1件	奈良県、岐阜県

こうした報告によると、偽造処方せんによる医薬品の不正入手事例は減少している。しかし、処方せんの偽造方法は、パソコン関連機器等の利用等により巧妙化している。偽造された処方せんであっても、薬局において気付かずに調剤し、向精神薬を交付している事例もあると推測される。また、搾取された医薬品の転売や、犯罪に使用される可能性などの問題も孕んでいる。

過去に発生した偽造処方せんの行使・未遂は特定の医薬品や向精神薬を対象とする傾向があったが、一方で、慢性疾患の治療薬など、向精神薬等でない医薬品の不正入手事例も報告されている。通院や薬代の負担感から処方せんの偽造をしてしまったという事例や、軽い気持ちでコピーしたという事例も発生しており、今後一層、偽造処方せんに対する警戒を高める必要がある。各薬局において、薬歴等により処方内容や間隔を確認し、不審な点は必ず処方医へ疑義照会するなどの対応が必要である。

#### 4. 偽造処方せんに関連する法規

処方せんの偽造は、私文書偽造や詐欺の罪、搾取した医薬品が麻薬・向精神薬の場合は麻薬及び向精神薬取締法違反となる。

以下に概要を記載する。条文は巻末資料4を参照されたい。

##### 【偽造処方せんに関連する法規】

刑法第159条（私文書偽造等）	3月以上5年以下の懲役
刑法第161条（偽造私文書等行使）	3月以上5年以下の懲役
刑法第246条（詐欺）	10年以下の懲役
麻薬及び向精神薬取締法第70条第14項（麻薬処方せんの偽造、又は変造）	1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金、又は併科
麻薬及び向精神薬取締法第72条第4項（向精神薬処方せんの偽造、又は変造）	20万円以下の罰金

## 第2章 都道府県（地域）薬剤師会における対策について

偽造処方せん対策は、まず出回らせないこと、また発生した場合には扱げないことが重要であり、そのためには都道府県薬剤師会、地域支部薬剤師会において平時より情報を共有する体制等を整備しておく必要がある。

このため、薬剤師会は、薬局における対応や発見した場合の通報先、連絡先について会員に周知を図るとともに、次に掲げるような方策を実施することが重要である。

### 1. 偽造処方せんの発生防止

#### ○ ポスター等による啓発

犯罪である意識が薄く悪意なくコピーをとってしまったり、意図的であっても「重大な犯罪とは意識していなかった」と言い逃れをするケースもある。こういった対策には、処方せんの偽造が違法であることを周知する取り組みが効果的である。

本会が都道府県薬剤師会より収集した取り組み事例によると、7都道府県においてポスターやチラシ等で啓発活動を行っていた。

（巻末資料5参照）

#### ○ コピーガード対応処方せん

処方せん用紙は医療機関によって異なることもあり、医療機関に対して一律に特定の用紙の使用を求めることは困難ではあるが、医療機関に対してコピーガード対応処方せん、すかし入り処方せんを使用している取り組み事例の報告があった。

### 2. 被害拡大の防止

#### 1) 薬局、地域支部薬剤師会、都道府県薬剤師会間の情報収集、共有の仕組みの構築

平成16年度日本薬剤師会行政薬剤師部会調査によると、発生時の薬剤師会（地域薬剤師会）の対応としては、①地域内会員薬局・近隣薬剤師会に情報提供、②保健所等行政に通報、③県薬剤師会に情報提供、④警察に通報、⑤同地域医師会に情報提供、⑥県医師会に情報提供／保険者に通報、の順で多く実施されていた。

行政の対応では、薬剤師会等関係者への情報提供、刑事事件として処理、警察へ通報、本人から事情聴取などが行われていた。また、今後の再発防止の有効手段としては、地域内、近隣地区に詳細な情報を提供し、個人ではなく組織で対応すること、司法の介入をもっと強化することなどが挙げられている。

本会が都道府県薬剤師会より収集した取り組み事例においても、会員に対し、発見した場合の対応や通報・連絡先について周知するとともに、会員内のファクシミリ送信システムによる情報共有や、支部内の電話・FAX連絡体制の構築、発生時の報告書様式を定めるなどの対応をとっている都道府県薬剤師会があった。また、北海道、東京都においてはそれぞれ道・都と連携して対応マニュアルが作成されており、京都

府薬剤師会では独自の対応マニュアルが作成されていた。また、複数の県薬剤師会では「処方せん応需時のチェックポイント」「発生時の対応」などの資料を作成し、会員に周知していた。

会内の情報収集・共有体制に関する都道府県薬剤師会の取り組みの一部を以下に紹介する。

■取り組み例1：東京都薬剤師会の注意喚起ファックス実施手順

- ① 処方医へ照会等により偽造が確認できたとの会員薬局からの通報
- ② 「緊急情報」を支部長宛一斉同報ファックスする。

※不正行使患者の氏名、性別、生年月日及び保険者番号等、また、処方せん発行医療機関名、処方医名を匿名化せず情報提供

<b>緊急情報</b>	平成〇年〇月〇日
支部長殿	東京都薬剤師会
偽造処方せんによる向精神薬の不正入手について	
偽造処方せんによる向精神薬の搾取（未遂）事件が〇〇区（市町村）の薬局で発生しました（偽造手段等を記載）。	
下記の処方せんを応需した場合には、調剤を保留し、処方医に疑義照会するよう貴支部会員保険薬局へ至急お知らせ下さい。なお、すでに調剤してしまった場合には、所轄の保健所に届けるとともに、当会にもご報告下さいますよう併せてご周知下さい。	
記	
以上	

- ③ 支部は当該緊急情報を会員薬局へ一斉ファックスする。

※都薬から発した「緊急情報」は翌日中には都内のほぼ全ての会員薬局に伝達される。

- ④ 東京都薬務課麻薬対策係または監視指導係に情報提供

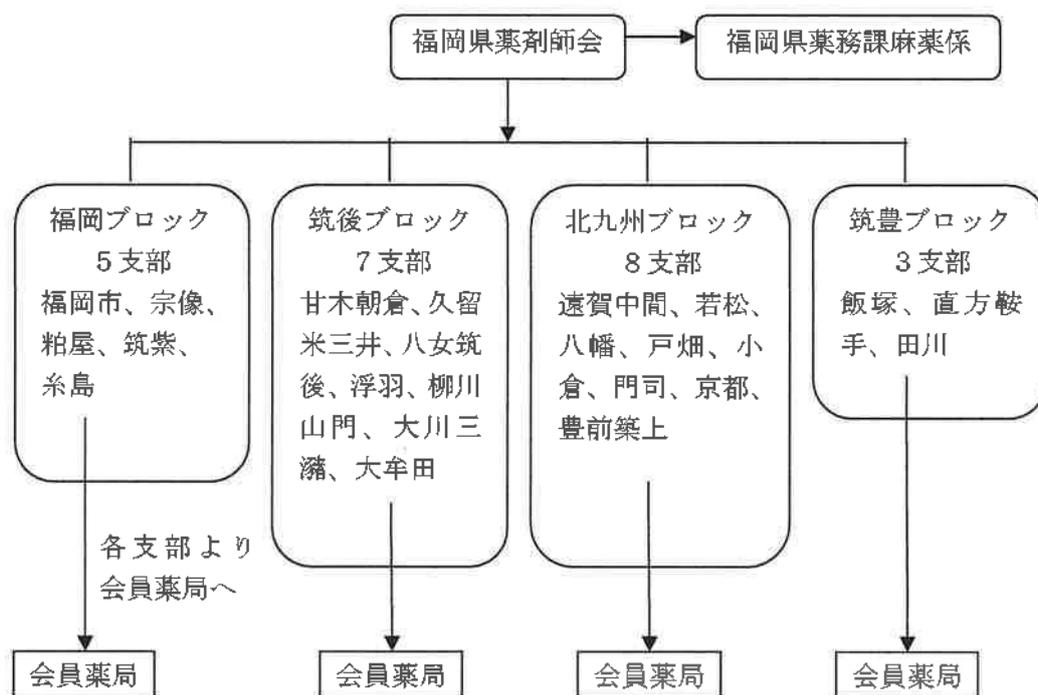
■取り組み例2：福岡県薬剤師会の向精神薬処方せん偽造・変造発見時連絡フロー

向精神薬処方せんの偽造・変造を発見した薬局は、所属する地区薬剤師会に電話とファクシミリで通報し、それを受けた地区薬剤師会は、地区の会員薬局及び県薬に通報する。

県薬は、23の地区薬剤師会及び県薬務課麻薬係にファクシミリにて情報提供し、それを受けた地区薬剤師会は、必要に応じ、地区の会員薬局にファクシミリにて情報提供する。

なお、地区の会員薬局への情報提供については、同一医療圏、隣接する地区であった場合は、情報提供するものとする。

図：福岡県薬剤師会の向精神薬処方せん偽造・変造発見時連絡フロー



■取り組み例3：神奈川県薬剤師会のリスクマネジメント体制

各支部に危機管理担当の「リスクマネージャー」を置き、偽造処方せん等の発生時に迅速に対応できる仕組みを構築。

各支部より報告される偽造・変造処方せんの行使、多重受診及びリスクマネジメント等に係る情報を確認・検証し、リスクマネジメント委員会委員並びにリスクマネージャー（40支部）に通知し、支部会員への周知を依頼。

■取り組み例4：北海道薬剤師会の偽造処方せん（疑い）発見報告書

平成 年 月 日

薬剤師会支部担当者  
保健所薬剤師 様

当薬局に次のとおり、偽造処方せん（疑い）が持ち込まれたので報告します。

偽造処方せん（疑い）発見報告書

発	見	日	時	年	月	日	時	分
患	氏	名						
	生	年	月	日	年	月	日	性
	性	別						
	住	所						
	電	話						
	番	号						
保険医療機関の所在地及び名称								
保険種別								
交付年月日				年 月 日				
処方								
薬局	系	名						
	所	在						
	電	話						
	番	号						
担当者氏名								
薬剤交付の有無				有 無				
特記事項								

- ・処方せん受け時に偽造があると疑った薬剤を交付しなかったが、処方せんを患者に返却してしまった場合（コピーもない場合）は上記内容を分かる範囲で記載してください。
- ・処方せん写しを交付する場合、患者様へ処方箋の記載は正確です。
- ・処方せんの偽造の真偽が明らかにならない場合は、患者氏名は記載しなくてもかまいません。
- ・複数回にわたり偽造処方せんを受けている場合、交付年月日は特記事項欄に記載してください。

■取り組み例5：京都府薬剤師会の土日及び休日の対応

平日は、会員から京都府薬務室、京都府薬剤師会（必要に応じ警察署も）へ連絡することとしているが、土日及び休日は京都府薬務室、京都府薬剤師会が早急な対応ができないため、京都府薬剤師会が採用しているファクシミリ斉配信システムを利用し、会員から他の会員に緊急連絡できる仕組みがとられている。

休日のため関係部署に連絡・確認がとれないことから、個人を特定できる情報等の部分（氏名、保険者番号、医療機関等）を除いた、処方日と処方欄の情報を「緊急連絡」としてファクシミリ送信するようにしている。

【緊急連絡様式】

緊急連絡

本日、偽造と思われる処方せんを応需いたしました。

尚この連絡は休日及び時間外の緊急対応に則ったものであり、処方欄のみの連絡となります。

支部名 \_\_\_\_\_ 薬局名 \_\_\_\_\_

(処方日、処方欄の内容を記載)

### ※取り扱う情報の内容について※

過去の例から見ても、偽造処方せん行使の防止のために偽造処方せんの内容に関する情報を薬局等の関係者間で共有することは、有効な対策であると考えられる。予め取り扱う情報の内容や取扱い方針を整理しておき、薬剤師会、薬局の「個人情報の取扱いに関する方針」に、不正行為等に関する関係先への報告の際に使用する旨等を明示しておくなどの対応が望ましい。

また、処方せんに記載されている情報は医療機関や処方医に関するものも含まれていることから、情報共有の際には処方せん発行元の医療機関や処方医とも十分に連携を図った上で患者情報を取り扱うように留意されたい。

なお、偽造行為が疑わしい場合においては、取り扱う情報の内容に留意して行う必要がある。

なお、患者が詐欺その他不正行為により療養の給付を受け、又は受けようとしたときの全国健康保険協会又は当該健康保険組合への保険薬局からの通知については、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第7条に規定されている（第3章参照）。

## 2) 行政（薬務主管課、保健所）、医師会・歯科医師会、医療保険者、警察との連携

偽造処方せん対策について、行政、医師会・歯科医師会、医療保険者、警察等に理解と協力を求め、発生した際の連絡窓口とその後の対応を予め検討しておくことが重要である。

薬局においては不正な処方せんであることが判明しなくとも、医療保険者において判明することが十分に考えられる。また、薬剤師は、患者が不正行為の寄り療養の給付を受けようとしたときには、「遅滞なく、意見を附して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第7条）」とあることから、偽造等の不正な処方せんによる医薬品入手の防止対策について、健康保険組合等に対しより一層の理解と対応を求められたい。

警察では、不正入手医薬品が麻薬であるかどうかなど、抵触する法律によって対応部署が異なることにも留意する必要がある。

また、患者が医薬品を多量に入手する事例として、短期間に複数の近隣医療機関に受診し、同一医薬品を過剰に入手する目的の「多重受診」が問題となっているが、司法での対応は困難である。

平成16年度日本薬剤師会行政薬剤師部会調査によると、次のような対策が有効であったと回答されている。

- ・ 医師会、薬剤師会が情報共有すること
  - ・ 医師会を通じて各医療機関に対し、多重受診をしている者がいる旨の周知、注意喚起
- 多重受診が疑わしいケースに遭遇した場合には、偽造処方せんの対応を参考とし、薬局間での情報の共有や、行政、医療機関、保険者等との連携による対応が有効と考えられる。特に、不正な療養の給付を抑制する観点から、医療保険者における対策の充実が望まれる。

### 第3章 薬局における対策について

薬局においては、日頃から偽造処方せんを防止する対策を講じることと、偽造処方せんを受け付けた場合に速やかに対応できる体制を整えておくことが重要である。

都道府県・地域支部薬剤師会等への報告方法や、他所で偽造処方せんが発覚した場合の薬剤師会から会員への情報提供方法等については、都道府県薬剤師会や地域支部薬剤師会が中心となって手順を整備し、会員薬局においてはその方法に則り対応することが望ましい。

#### 1. 日常からの対策

偽造処方せん防止のため、次のような対策を検討・実施する。また近年では医薬品の盗難事件等も発生していることから、盗難防止対策も併せて実施することが重要である。

##### ○ 偽造処方せんに関する注意喚起

ポスターやステッカー等を用いて偽造処方せんに対する警戒メッセージを発することで、犯罪の抑止効果が期待できる。また、支部、県単位で取り組むことで、「地域全体で警戒している」というメッセージとなり、一層の抑止効果が期待できる。

☞ 外から目立つところにポスターやステッカーが貼ってあるか？

##### ○ 偽造処方せん対応の心構え

偽造処方せんが持ち込まれた際の対応について薬局内で検討し、責任者や所属薬剤師会、保健所、警察等への連絡手順等を薬局従業員に周知し、速やかに対応できる体制を整えておくことが重要である。

☞ 薬局従業員全員が、持ち込まれた際の対応手順等を把握しているか？

##### ○ 向精神薬の適正な保管

向精神薬の保管方法は、麻薬及び向精神薬取締法第50条の21に基づき麻薬及び向精神薬取締法施行規則第40条において定められている。

具体的には、薬局内で、向精神薬に関する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除き、かぎをかけた設備内で保管しなければならない、とされている。

☞ 向精神薬の保管場所は適正か？保管場所に注意を払えない場合は保管場所や保管庫に鍵をかけているか？

##### ○ 向精神薬の出入庫管理等

納品された医薬品は直ちに来局者の手の届かないところにしまう（検品時も同様）、発注や受け取りの責任者を定める、定期的に在庫数を確認するなど、出入庫の管理を実施する。

☞ 向精神薬の出入庫管理は適正に行われているか？

○ 防犯対策

近年では、医薬品の盗難事件等も発生している。薬局の防犯対策を実施するとともに、不審者等への対応方法等について薬局内で検討し、訓練等を実施する。

2. 処方せん受付時のチェックポイント

第1章でも述べたとおり、偽造処方せん等による医薬品の不適正使用に対しては、薬局における処方せん確認の徹底と疑義照会が未然防止の重要な手だてとなる（巻末資料2，3参照）。処方せん受付時には次のような点について注意を払い、不自然な点がある場合には必ず疑義照会を行う。

【薬剤師法第24条】

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤してはならない。

○ 処方せんの外観

- ・紙の四辺が歪んでいないか
- ・用紙サイズが微妙に異なっていないか
- ・周囲を切り取った形跡が見受けられないか
- ・紙質、手触りが微妙に違わないか

○ 記載内容全般

- ・印刷面に不自然な汚れ・線、とぎれなどが無い
- ・直線や枠の歪みがない
- ・朱肉やインクの色あいが異なったり、不自然な光沢がない
- ・切り貼り、コピーなどの形跡（不自然な陰影、文字のズレなど）はない
- ・手書き部分の筆跡やインクが異なっていない
- ・訂正印のない訂正がない

○ 患者氏名・生年月日欄

- ・保険者番号をレセコンに入力した際にエラー表示がない
- ・氏名、生年月日、保険者番号等が保険証と一致している

○ 保険医氏名欄

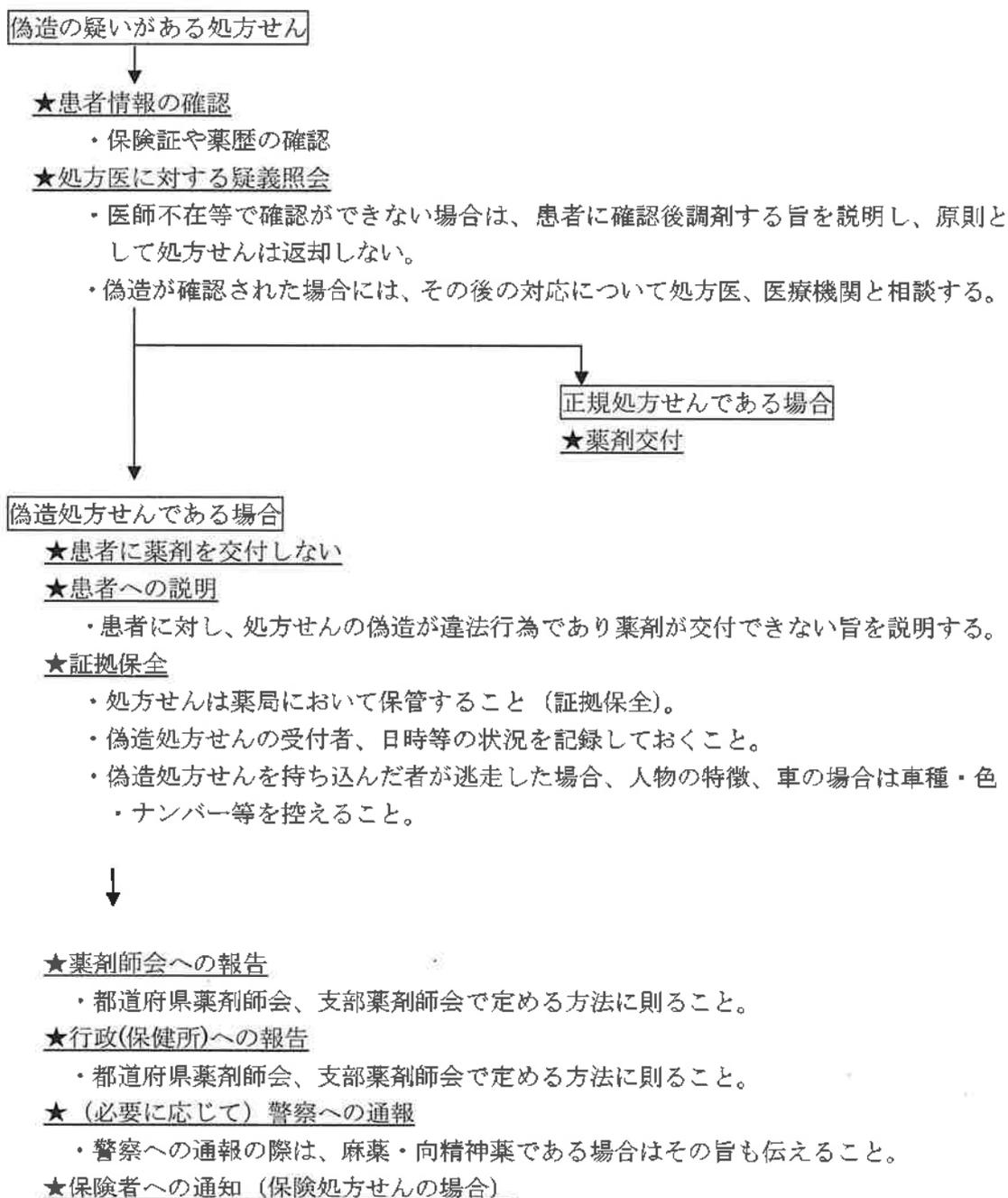
- ・実在しない医療機関である可能性はないか  
（参考）都道府県の医療機能情報提供制度ホームページ  
医師等資格確認検索システム (<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/>)
- ・医師の押印（朱肉の色）が不自然でない

- 交付年月日欄
  - ・ 交付年月日から日数経っていないか
  - ・ 日付を改ざんした形跡がないか
  
- 処方欄
  - ・ 処方内容は不適切な内容でないか（用法・用量、規格、剤形、投与日数（回数）等）
  - ・ 切り貼り、コピーなどの形跡（不自然な陰影、文字のズレなど）はないか（再掲）
  - ・ 手書き部分の筆跡やインクが異なっていないか（再掲）
  - ・ 訂正印のない訂正がないか（再掲）
  
- その他
  - ・ 持ち込みの際に不自然な点がないか  
（例）
    - 調剤できるか否かなどの事前問い合わせ
    - 同一患者で複数の医療機関から処方
    - 自費扱いになっている
  - ・ 薬の交付期間が重なっていないか
  - ・ 所在地が薬局や患者自宅からも近隣でない医療機関からの処方せんでないか
  - ・ その他、落ち着きがない、調剤をせかすなどの挙動に不審な点がないか

### 3. 偽造処方せんへの対応

以下に、偽造処方せんへの基本的な対応を記載するので、薬局において対応を検討する際の参考とされたい。また、発見後の薬剤師会その他への報告等の具体的な手順や報告窓口については、都道府県薬剤師会や支部薬剤師会で定める方法に則ること。

#### 1) 持ち込まれた処方せんに疑義の疑いがある場合



・保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第7条

保険薬局は、患者が詐欺その他不正行為により療養の給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。



<薬剤を交付してしまった場合>

★事故届

・麻薬

滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに都道府県知事に届け出なければならない（麻薬及び向精神薬取締法第35条第1項、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第12条の5〔第十八号様式〕（巻末資料6））。

・向精神薬

滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、下表に該当する場合、速やかに都道府県知事に届け出なければならない（麻薬及び向精神薬取締法第50条の22第1項、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第41条〔第三十五号様式〕（巻末資料7））。

【届け出が必要な向精神薬事故数量】

末、散剤、顆粒剤	100グラム又は100包
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル又は10バイアル
内用液剤	10容器



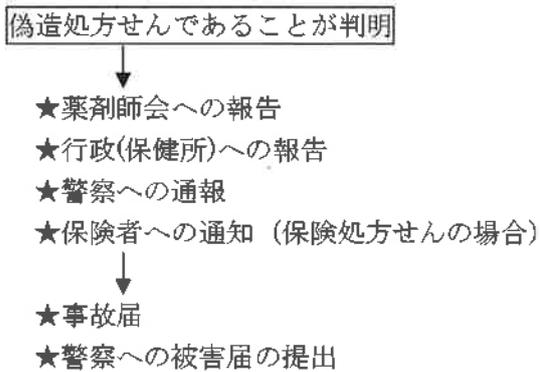
★警察への被害届の提出

- ・偽造処方せんにより薬剤を交付してしまった場合は、「詐欺」にあったことになる。
- ・証拠品（処方せん）や、被害にあった当時の記録などを提出、報告する。

★保険請求について

- ・偽造処方せんにより薬剤を交付してしまった場合は、調剤報酬を請求することはできない。

## 2) 薬剤交付後に偽造処方せんであることが判明した場合



## 3) 偽造処方せんの情報提供を受けた場合

